

第4回国立健康危機管理研究機構評価部会	参考資料3
2026（令和8）年1月13日	

## 厚生労働省国立研究開発法人審議会令（平成27年政令第194号）

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

### （組織）

第一条 厚生労働省の国立研究開発法人等審議会（以下「審議会」という。）は、委員二十人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

### （委員等の任命）

第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者（その者が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）である場合にあっては、研究開発（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第三項に規定する研究開発をいう。次項において同じ。）に関して高い識見を有する者）のうちから、厚生労働大臣が任命する。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者（その者が外国人である場合にあっては、当該専門の事項に係る研究開発に関して高い識見を有する者）のうちから、厚生労働大臣が任命する。

### （委員の任期等）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることがある。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

### (会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員（外国人である委員を除く。）のうちから、委員が選挙する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、委員（外国人である委員を除く。）のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

### (部会)

第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員（外国人である委員を除く。）のうちから、当該部会に属する委員が選挙する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員（外国人である委員を除く。）のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができます。

### (議事)

第六条 審議会は、会議を開き、議決する場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 外国人である委員及び議事に関係のある外国人である臨時委員の数が、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の五分の一を超えないこと。
- 二 委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席すること。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

### (資料の提出等の要求)

第七条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

### (庶務)

第八条 審議会の庶務は、厚生労働省大臣官房厚生科学課において総括し、及び処理する。ただし、国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）第二十七条第四項、第三十条第六項及び第三十二条第二項の規定により厚生労働大臣が意見を聴く事項に係るものについては、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課において処理する。

(審議会の運営)

第九条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

## 厚生労働省国立研究開発法人等審議会運営規程

平成 27 年 7 月 10 日  
改正 令和 6 年 9 月 18 日  
厚生労働省国立研究開発法人審議会決定

厚生労働省国立研究開発法人等審議会令（平成 27 年政令第 194 号）第 9 条の規定に基づき、厚生労働省国立研究開発法人等審議会運営規程を次のように定める。

### （会議）

- 第 1 条 厚生労働省の国立研究開発法人等審議会（以下「審議会」という。）は、会長が招集する。
- 2 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員並びに議事に關係のある臨時委員及び専門委員に通知するものとする。
- 3 前項の議事に關係のある臨時委員及び専門委員の範囲は、会長の決するところによる。
- 4 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

### （書面による議決）

- 第 2 条 会長は、やむ得ない理由により審議会の会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該事案に關係のある臨時委員に送付し、その意見を徵し、又は賛否を問い合わせ、その結果をもって審議会の議決とすることができます。
- 2 前項の規定により議決を行った場合は、会長が次の会議において報告しなければならない。

### （審議会の部会の設置）

- 第 3 条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮って部会を設置することができる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、2 以上の部会を合同して調査審議させることができる。

### （部会の議決）

- 第 4 条 審議会が定めるところにより、部会の議決を審議会の議決とすることができる。

### （議決権の特例）

- 第 5 条 委員並びに議事に關係のある臨時委員及び専門委員のうち、審議の対

象となる国立研究開発法人又は国立健康危機管理研究機構の事務及び事業について利害関係を有する者は、当該国立研究開発法人又は国立健康危機管理研究機構に係る評価について議決権を有しないものとする。

(会議の公開)

第6条 審議会は、原則として公開とする。ただし、会長は、公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、審議会に諮って全部又は一部を非公開とすることができます。

2 審議会の会議の公開の手続その他審議会の会議の公開に関し必要な事項は、別に会長が審議会に諮って定める。

(議事録)

第7条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

一 会議の日時及び場所

二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名

三 議事となった事項

2 議事録は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができます。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(準用規定)

第8条 第1条、第2条、第5条、第6条及び第7条の規定は、部会に準用する。この場合において、第1条、第6条及び第7条中「会長」とあるのは「部会長」と、第1条及び第5条中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と、「議事に關係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは「当該部会に属する臨時委員及び専門委員であつて議事に關係のある者」と、第6条第1項中「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、会長又は部会の運営に必要な事項は、それぞれ会長又は部会長が定める。

## 厚生労働省国立研究開発法人等審議会の会議の公開に関する規程

平成27年7月10日  
改正令和6年9月18日  
厚生労働省国立研究開発法人審議会決定

厚生労働省国立研究開発法人等審議会運営規程（以下「運営規程」という。）第6条第2項の規定に基づき、厚生労働省国立研究開発法人等審議会の会議の公開に関する規程を次のように定める。

### （会議資料の公開）

第1条 会長の会議において配付した資料は原則公開とする。ただし、次に掲げるものについては、非公開とする。

- 一 国立研究開発法人又は国立健康危機管理研究機構の退職役員の退職金見込み額その他の個人情報
- 二 国立研究開発法人又は国立健康危機管理研究機構が譲渡し、又は担保に供しようとする主務省令で定める重要な財産
- 三 公開することにより、当該情報に係る個人又は法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- 四 運営規程第6条第1項ただし書の規定により会議を非公開とすることとされた案件に係るもの
- 五 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認め、審議会に諮って了承を得たもの

### （準用規定）

第2条 前条の規定は、部会に準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

### （雑則）

第3条 この規程に定めるもののほか、審議会又は部会の公開に必要な事項は、それぞれ会長又は部会長が定める。

# 部会の議決をもって審議会の議決とすることができる事項について

平成27年7月10日

改正令和6年9月18日

厚生労働省国立研究開発法人審議会決定

厚生労働省国立研究開発法人等審議会令（平成27年政令第194号）第5条第6項の規定に基づき、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる事項については、以下のとおりとする。

## （1）主務大臣への意見関係

- ①国立研究開発法人の中長期目標又は国立健康危機管理研究機構の中期目標に関する意見
- ②国立研究開発法人の中長期計画又は国立健康危機管理研究機構の中期計画に関する意見
- ③各事業年度における業務の実績の評価に関する意見
- ④国立研究開発法人の中長期目標期間又は国立健康危機管理研究機構の中期目標期間（⑤及び⑥において「中長期目標期間等」という。）終了時に見込まれる中長期目標期間又は中期目標期間における業務実績の評価に関する意見
- ⑤中長期目標期間等における業務実績の評価に関する意見
- ⑥中長期目標期間等の終了時の検討に関する意見

## （2）このほか、法人ごとの個別性が高く、各部会で審議することがより適切である事項

## 議決権の特例等について

平成 27 年 7 月 10 日

改正令和 6 年 9 月 18 日

厚生労働省国立研究開発法人審議会決定

厚生労働省の国立研究開発法人等審議会における議決権の特例等について、次のように定める。

### (議決権の特例)

第1条 厚生労働省国立研究開発法人等審議会運営規程第5条に規定する国立研究開発法人又は国立健康危機管理研究機構に利害関係を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 当該国立研究開発法人又は国立健康危機管理研究機構の法人経営又は事業運営に関する企画及び立案並びに評価に関する会議等に出席し、謝金を受けている者(年に数回程度行われる提案公募事業の審査又は専門的な助言に係る謝金を受けている者を除く。)
- 二 当該国立研究開発法人又は国立健康危機管理研究機構が実施する講演等に講師等として出席し、継続的に報酬を受けている者
- 三 所属機関の常勤・非常勤の役員であり、当該所属機関に対して当該国立研究開発法人又は国立健康危機管理研究機構から金銭提供がある者
- 四 自ら研究申請者となって当該国立研究開発法人又は国立健康危機管理研究機構から研究費の配分を受けている者(研究分担者として研究費の配分を受けている者を除く。)

### (議決権を有しない者の人数)

第2条 厚生労働省国立研究開発法人等審議会令(平成27年政令第194号)第6条第1項の場合における委員及び議事に關係のある臨時委員の人数の計算については、議決権を有しない者を除くものとする。

2 厚生労働省国立研究開発法人等審議会令第6条第2項の場合における委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したものの人数の計算については、議決権を有しない者を除くものとする。